

平成23年度
地域団体等【林業分野】との意見交換会
(まとめ)



- 安芸林業事務所・・・・・・・・・・安芸地域
- 中央東林業事務所・・・・・・・・・・物部川地域、高知市地域
- 嶺北林業振興事務所・・・・・・・・・・嶺北地域
- 中央西林業事務所・・・・・・・・・・仁淀川地域
- 須崎林業事務所・・・・・・・・・・高幡地域
- 幡多林業事務所・・・・・・・・・・幡多地域

【産振計画】地域団体(林業分野)との意見交換会の概要について

実施日：7月26日、8月2日、9日、10日

| 区分 | 地域団体等 | | | | | | | | 市町村 (オブザーバー) |
|---------|-------|-------|------|------|-------|------|------|----|-----------------|
| | 森林組合等 | 林業事業者 | 木材流通 | 木材加工 | 木質バイオ | 特用林産 | 住宅建築 | 計 | |
| 安芸 | 2 | | 1 | 1 | 2 | 2 | | 8 | 2 |
| 物部川・高知市 | 4 | 2 | 1 | 2 | 1 | | | 10 | 2 |
| 嶺北 | | 2 | 1 | 1 | | 2 | | 6 | 2 |
| 仁淀川 | 4 | 2 | | 1 | | 0 | | 7 | 3 |
| 高幡 | 4 | 1 | | 1 | | 1 | 1 | 8 | 2 |
| 幡多 | 4 | 2 | 1 | 1 | | 1 | | 9 | 4 |
| 計 | 18 | 9 | 4 | 7 | 3 | 6 | 1 | 48 | 15 |

(注)1. 林業研究グループは、森林組合等を含む。

2. 建設事業者からの新規参入者は、林業事業体を含む。

【これまでの産業振興計画の評価】

1. 産振計画により進展があったと評価を受けた主なもの

- ・「森の工場」の整備(林業機械の導入、作業道の整備等)
 - ・木質バイオマス利用の拡大(木質ボイラー等の導入)
 - ・担い手の確保、育成や事業者のマネジメント力向上の支援(目的意識の高まり)
 - ・特用林産物(木炭)の生産振興
 - ・オフセット・クレジット制度を活用した森林の整備
- ※ やる気がある事業者を中心に取り組みが進んでいる。

2. 産振計画以前とあまり進展が見られないと評価を受けた主なもの

- ・木材加工分野(大型工場、共同・協業化、製品の品質向上の取り組み)
- ・特用林産物の生産振興(一部の地域、品目)

3. 県の制度や人的支援

(1)補助制度

- ・林業関係の補助事業のうち森林整備に関するものは、一定評価されている。
- ・補助事業の提出書類が煩雑(産振補助金、森林整備関係補助金)。

(2)アドバイザー等の支援や情報提供

- ・アドバイスを必要とする性質の事業が少ないため、産振のアドバイザー制度への関心が薄い。
- ・活用できる補助事業等の制度について、情報提供、周知が不十分。

(3)地域本部、林業事務所などの人的なサポート

- ・産振成長戦略、地域アクションプランに登録されている取り組みに関わった方の多くは、十分なサポートを受けていると認識している。
- ・一部では、以前より県の職員が現場に来なくなったという評価がある。

【産業振興計画の次のステージに対する主な提案・要望等】

1. 森林整備関係

- ・森林整備、建設機械・高性能林業機械の導入、作業道整備に対する助成制度の継続、拡充
- ・国の補助対象外とされた切捨間伐に対する県単独の支援
- ・境界の確定に対する支援の継続、拡充
- ・森林を処分したい所有者から、公的機関が買い取る制度の創設
- ・皆伐に対する助成制度の創設(立木代の補填等)
- ・運転資金に対する支援(事業完了後～補助金交付までの間の資金、その他運転資金)

2. 担い手関係

- ・架線技術などの特殊な技術を承継するためのソフト面での支援
- ・森林組合系統に対する経営面(ビジョン作成、マネジメント研修等)の支援
- ・新規就業者に対する県単独の支援制度の創設
(国の制度への上乗せ、先進事業者への長期研修(半年、1年など)経費の支援など)

3. 木材加工・流通関係

- ・地域の事業者をとりまとめ中・大型製材を整備する取り組みの加速化
- ・単独の事業者に対する木材乾燥施設等の助成制度の創設
- ・都市部の大消費地までの運搬経費や営業経費に対する支援
- ・運搬コストを軽減するため、船舶を利用した共同出荷の推進
- ・木材の輸出の取り組みの推進
- ・木材(原木)購入事業者に対して、価格交渉力を持つための素材生産業者の共同化の支援

4. 木質バイオマス関係

- ・バイオマス発電、地域熱利用等、地域にあったバイオマス利用システムの導入促進
- ・木質バイオマス利用施設、製造施設に対する助成制度の継続、拡充
- ・原料となる林地残材等の搬出に対する支援とあわせ、利用者(ペレット等の購入者)に対しても購入価格に対する助成を行う仕組みづくり
- ・重油並みに簡易な取扱ができるよう木質燃料(ペレット等)の運搬車等の機器の改善
- ・ペレットの保管施設整備に対する支援

5. 木材利用関係

- ・木造住宅への助成制度の継続
- ・公共施設でのヒノキの積極的な利用の推進

6. 特用林産関係

- ・新規就業者が起業するための経費(既存の木炭窯、中古品の購入等)に対する支援
- ・シイタケ原木林における作業道整備に対する支援の拡充